

手話言語法の制定を求める意見書（案）

手話とは、言語を音声ではなく手指や表情に変えて表現しているものと思われるがちであるが、本来は独自の語彙や分法体系を備え、手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語であり、聴覚障害者にとって手話は、日常生活を営む上で大切な情報獲得と意思疎通の手段である。

2006 年 12 月の国連総会において採択された「障害者権利条約」および 2008 年発効の同条約第 2 条には「言語とは、音声言語および手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、国内でも平成 23 年 8 月に障害者基本法が成立し、日本でも法的に手話が「言語」として認められた。同法第 3 条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、第 22 条には、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できるに必要な施策を講じなければならない旨規定されている。よって、下記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

記

1. 手話言語獲得の機会

ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供と手話言語を獲得していくための教育の場の保障。

2. 手話言語を使って学ぶ機会

ろう者が知識を学ぶためには、手話に熟達した教員が授業をすることと、一般の学校で必要な場合に手話通訳が用意され、あるいは配置されている必要がある。

3. 手話言語の普及・保存・研究と環境づくり

手話言語の普及のため、ろう者、聞こえる人を問わず、容易に接することができる環境づくり。

4. 障害者基本法の精神に則り、このたび国会で成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の考え方から、全ての障害者が支障なく日常生活を送ることができるよう社会的基盤の整備と社会進出の向上を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月

大東市議会

決議第 2 号

手話言語法の制定を求める意見書

みだしの意見書を次のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成25年9月25日

提案者	大東市議会議員	寺坂 修一
賛成者	〃	岩渕 弘
	〃	水落康一郎
	〃	豊芦 勝子